

改正案

現行

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

一〇七 (略)

八 「無線局根本基準」とは、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準をいう。

八の二 (略)

九 「基幹放送局根本基準」とは、基幹放送局の開設の根本的基準をいう。

十〇二十五 (略)

二十六 「ステレオホニツク放送」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局（放送をする無線局をいう。）から同時に一の周波数の電波により伝送して行うもの

(2) (略)

二十七〇二十八の十七 (略)

(削除)

第二条 (同上)

一〇七 (同上)

八 「無線局根本基準」とは、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準をいう。

八の二 (同上)

九 「放送局根本基準」とは、放送局の開設の根本的基準をいう。

十〇二十五 (同上)

二十六 (同上)

- (1) 中波放送、超短波放送又はテレビジョン放送であつて、その聴取者に音響の立体感を与えるため、左側信号及び右側信号を一の放送局から同時に一の周波数の電波により伝送して行うもの

(2) (同上)

二十七〇二十八の十七 (同上)

二十八の十八 「衛星補助放送」とは、放送をする人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）による放送を受信することが困難な区域において、当該人工衛星

の無線局と同一人に属する無線局（人工衛星の無線局及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により、当該人工衛星の無線局による放送と同一の放送番組の放送を同時に行うものをいう。

二十九〜九十三 (略)

(業務の分類及び定義)

第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

一・二 (略)

三 放送業務 一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はフアクシミリによる無線通信業務をいう。

四 放送試験業務 放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため試験的に行なう放送業務をいう。

五〜二十 (略)

2・3 (略)

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

一 (略)

二 基幹放送局 基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う無線局であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

二の二 地上基幹放送局 地上基幹放送(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。)を行う基幹放送局(放送試験業務を行うものを除く。)をいう。

二の三 特定地上基幹放送局 基幹放送局のうち法第六条第二

二十九〜九十三 (同上)

(業務の分類及び定義)

第三条 (同上)

一・二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五〜二十 (同上)

2・3 (同上)

(無線局の種別及び定義)

第四条 (同上)

一 (同上)

二 放送局 放送業務(放送試験業務を除く。)を行なう無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう。

項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

三 地上基幹放送試験局 地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

三の二 特定地上基幹放送試験局 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

四 二十の九 （略）

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号に規定する人工衛星局をいう。

二十の十一 衛星基幹放送局 衛星基幹放送（放送法第二条第三号の衛星基幹放送をいう。以下同じ。）を行う人工衛星局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）をいう。

二十の十二 衛星基幹放送試験局 衛星基幹放送を行う人工衛星局（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を試験的に行うものに限る。）であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

二十一 二十九 （略）

2 （略）

第四条の三の二 放送業務、海上移動業務、航空移動業務又は海上無線航行業務においてH二A電波、H二B電波、H二D電波、H三E電波、J二C電波、J二D電波（航空移動（R）業務に限る。）、

三 放送試験局 放送試験業務を行なう無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。

四 二十の九 （同上）

二十の十 人工衛星局 法第五条第四項に規定する人工衛星局をいう。

二十の十一 放送衛星局 一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行う人工衛星局（電気通信業務を行うことを目的とするもの及び放送試験衛星局を除く。）をいう。

二十の十二 放送試験衛星局 放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を試験的に行う人工衛星局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。

二十一 二十九 （同上）

2 （同上）

第四条の三の二 （同上）

J三C電波、J三E電波又はR三E電波を使用する場合は、その搬送周波数をもつて当該電波を示す周波数とする。

2 前項の規定により搬送周波数をもつて示す電波の割当周波数は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

区		分	割当周波数
H二A、H二B又はH二D		(略)	(略)
H三E、J二C、J三C、J三E又はR三E		(1) 地上基幹放送局の無線設備に係るもの	搬送周波数から二、五〇〇ヘルツ高い周波数
J二D		(2) (略)	(略)

(空中線電力の表示)

第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記		号	空中線電力
主搬送波の変調の型式		主搬送波を変調する信号の性質	
A		一・二	(略)
		三	(1) 地上基幹放送局(地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う

2 (同上)

区		分	割当周波数
(同上)		(同上)	(同上)
(同上)		(1) 放送局の無線設備に係るもの	(同上)
(同上)		(2) (同上)	(同上)

(空中線電力の表示)

第四条の四 (同上)

記		号	空中線電力
主搬送波の変調の型式		主搬送波を変調する信号の性質	
(同上)		(同上)	(同上)
		(同上)	(1) 放送局(放送試験局及び放送を行う実用化試験局(電気通

H	D G		C	B	
		七又はX・八又は九	三		七又はX・八又は九
(2) 地上基幹放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(1) 地上基幹放送局の設備にあつては尖せん頭電力 (pX) (2) 地上基幹放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(略)	(1) 地上基幹放送局の設備にあつては尖せん頭電力 (pX) (2) 地上基幹放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(略)	(2)・(3) (略)

(同上)	(同上)		(同上)	(同上)	
		(同上)	(同上)		(同上)
(2) 放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(1) 放送局の設備にあつては尖せん頭電力 (pX) (2) 放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(同上)	(1) 放送局の設備にあつては尖せん頭電力 (pX) (2) 放送局以外の無線局の設備にあつては平均電力 (pY)	(同上)	(2)・(3) (同上)

J V (略)

2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。

一 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。）並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局（いずれもG七W電波を使用するものを除く。）の送信設備

二 四 (略)

3 (略)

(間接に占められる議決権の割合)

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号に掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第百六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外

(同上) (同上)

2 (同上)

一 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う放送局（放送試験局及び放送を行う実用化試験局を含む。）並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局（いずれもG七W電波を使用するものを除く。）の送信設備

二 四 (同上)

3 (同上)

(間接に占められる議決権の割合)

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、放送をする無線局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号に掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の

資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。

2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3 一の外国法人等が放送免許人等の議決権を有する二以上の法人（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4 放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を通じて当該放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときに含む。）は、当該放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなし

議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

て前三項の規定を適用する。

5| 放送法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（特定地上基幹放送事業者に限る。）である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有すること

5| 放送法第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者及び移動受信用地上放送（放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者を除く。）が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

となる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受けられる者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 放送法第二百二十五条第一項第二号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項において準用する同法第一百六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法百二十五条第二項において準用する同法第一百六条第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権のすべてを間接に占められ

る議決権の割合として第一項の計算をする。

7| 放送免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六条の三の三 法第五条第四項第二号口の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局

二 日本放送協会又は放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下単に「放送大学学園」という。)の基幹放送局(基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。)

三 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局(前号に掲げるものを除く。)

四 内外放送を行う基幹放送局

五 多重放送を行う基幹放送局(次号及び第七号に掲げるものを除く。)

六 放送法第八条の規定による臨時かつ一時の目的のための放

6| 放送免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六条の三の三 (同上)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 (同上)

一 (同上)

二 日本放送協会又は放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下単に「放送大学学園」という。)の放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。)

三 受信障害対策中継放送を行う放送局(前号に掲げるものを除く。)

四 受託内外放送を行う放送局

五 多重放送を行う放送局(次号及び第七号に掲げるものを除く。)

六 放送法第三条の五の規定による臨時かつ一時の目的のため

送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局

七 コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）八のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局

八 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げるものを除く。）

九 法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）

十 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う実用化試験局（第二号、第三号及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの

十一 前号に掲げる無線局の申請者以外の者が開設する次に掲げる無線局

(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局であつて、その周波数が前号に掲げる人工衛星局の周波数の範囲内であり、かつ、その無線設備の設置場所が当該人工衛星局の無線設備の設置場所と同一であるもの

(2) 前号に掲げる基幹放送局と無線局の目的及び放送区域が同一である基幹放送局

の放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う放送局

七 コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第一号（注）十五のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う放送局

八 同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局（第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げるものを除く。）

九 法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）

十 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局（第二号、第三号及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの

十一 （同上）

(1) （同上）

(2) 前号に掲げる放送局と無線局の目的及び放送区域が同一である放送局

（適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）

第六条の四の二 法第七条第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 放送法第八十条に基づき災害の場合の放送その他基幹放送事業者が法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送に加えてする基幹放送以外の無線通信の送信（以下「基幹放送外の送信」という。）が当該放送を阻害するときには、当該基幹放送外の送信を中断して、当該放送を行うものであること。

二 基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること。

三 基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えるものではないこと。

四 基幹放送局提供事業者が基幹放送外の送信を行う場合にあっては、その実施の詳細についてその基幹放送設備を基幹放送の業務の用に供する認定基幹放送事業者の承諾を得ているものであること。

五 前各号に掲げるものほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼすものではないこと。

（免許等の有効期間）

第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間

（免許等の有効期間）

第七条 （同上）

一 放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間

二 地上基幹放送試験局 二年

三 衛星基幹放送局(臨時目的放送を専ら行うものに限る。) 当該放送の目的を達成するために必要な期間

四 衛星基幹放送試験局 二年

五 (略)

六 実用化試験局 二年

七 その他の無線局 五年

第八条 前三条の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この条において同じ。))とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一 地上基幹放送局(臨時目的放送を専ら行うもの及び中継国際

二 放送試験局 二年

三 放送試験衛星局 二年

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

第八条 前三条の規定は、同一の種別(放送局については、コミュニティ放送を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下この項において同じ。))とそれ以外の放送を行う放送局の区別とする。に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一 放送局(臨時目的放送を専ら行うもの及び中継国際放送を行

放送を行うものに限る。）

二 地上基幹放送試験局

三〇五 (略)

六 衛星基幹放送局 (臨時目的放送を専ら行うものに限る。)

七 衛星基幹放送試験局

八〇十二 (略)

十三 実用化試験局

十四 (略)

第九条 総務大臣又は総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。) は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。

一 (略)

二 周波数割当計画 (法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。) 又は基幹放送用周波数使用計画 (法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。) により周波数を割り当てること可能な期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。

三 (略)

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しない工事設計の軽微な事項は、別表第一号の三のとおりとする。

2 前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。

うものに限る。)

二 放送試験局

三〇五 (同上)

六 放送試験衛星局

七〇十一 (同上)

十二 (同上)

十三 (同上)

第九条 (同上)

一 (同上)

二 周波数割当計画 (法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。) 又は放送用周波数使用計画 (法第七条第二項第二号に規定する放送用周波数使用計画をいう。) により周波数を割り当てること可能な期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。

三 (同上)

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 (同上)

2 前項の規定は、法第十七条第二項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。

3 法第九条第五項及び第十七条第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

一 基幹放送局

二 六 (略)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状等(法第二十五条第一項に規定する免許状等をいう。以下同じ。)に記載された事項のうち総務大臣が公表するものは、次の各号に定める事項以外のものとする。

一 二 (略)

二 二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)

三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が1GHz以上のものについては、500MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、500MHz以上1GHz未満の端数があるときはこれを1GHzに切り上げて

【新規】

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 (同上)

一 放送局

二 六 (同上)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 (同上)

一 二 (同上)

【新規】

三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 (略)

二 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。）

三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第一条第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4

(略)

一 (同上)

二 放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。）

三 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送を行う者であつて、同法第十二条に規定する届出をした者又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項及び第二項の届出をした者が、有線テレビジョン放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送の業務を行う者が、電気通信役務利用放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送に該当する電気通信役務利用放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4

(同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 (略)

二 地上基幹放送局

三 地上基幹放送試験局

四〇七七 (略)

十八 衛星基幹放送局

十九 衛星基幹放送試験局

二十 人工衛星局 (第十七号及び第十八号に該当するものを除く。)

二十一 (略)

二十二 実用化試験局

二十三〇二十五 (略)

2 (略)

(開設計画の認定の公示)

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域

(請求の単位)

第十一条の二の五 (同上)

一 (同上)

二 放送局

三 放送試験局

四〇七七 (同上)

十八 放送衛星局

十九 放送試験衛星局

二十 (同上)

二十一 (同上)

二十二 (同上)

二十三〇二十五 (同上)

2 (同上)

(開設計画の認定の公示)

第十一条の二の六 (同上)

一 (同上)

二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域

2・3 (略)

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

一〜四 (略)

五 基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの

六〜八 (略)

第十五条 二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式 H三E、J三E又はR三E

(人工衛星局の送信空中線の指向方向)

第三十二条の三 対地静止衛星に開設する人工衛星局(一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して、〇・三度又は主輻射の角度の幅の一〇パーセントのいずれか大きい角度の範囲内に、維持されなければならない。

2・3 (同上)

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 (同上)

一〜四 (同上)

五 放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの

六〜八 (同上)

第十五条 二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式 H三E、J三E又はR三E

(人工衛星局の送信空中線の指向方向)

第三十二条の三 対地静止衛星に開設する人工衛星局(放送衛星局及び放送試験衛星局及び一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもの)のうち電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して、〇・三度又は主輻射の角度の幅の一〇パーセントのいずれか大きい角度の範囲内に、維持されなければならない。

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して○・一度の範囲内に維持されなければならない。

（人工衛星局の位置の維持）

第三十二条の四 （略）

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（H）○・一度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

3 （略）

（人工衛星局等の電力束密度）

第三十二条の六 人工衛星局（一、五二五MHzを超え一、五三〇MHz以下又は二、五〇〇MHzを超え二、五三五MHz以下の周波数の電波を使用して移動する地球局と無線通信を行う人工衛星局を除く。）その他の宇宙局の地表面における電力束密度の許容値は、別表第二号の五に定めるとおりとする。

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して○・一度の範囲内に維持されなければならない。

（人工衛星局の位置の維持）

第三十二条の四 （同上）

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（H）○・一度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

3 （同上）

（人工衛星局等の電力束密度）

第三十二条の六 人工衛星局（一、五二五MHzを超え一、五三〇MHz以下又は二、五〇〇MHzを超え二、五三五MHz以下の周波数の電波を使用して移動する地球局と無線通信を行う人工衛星局及び二、五三五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用して超短波放送又はデータ放送を行うための放送衛星局を除く。）その他の宇宙局の地表面における電力束密度の許容値は、別表第二号の五に定めるとおりとする。

2・3 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一～六	(略)
七 基幹放送局	(一) 免許状 (二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみ)のものとする。)及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(1) (三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)
八・九	(略)

注

一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む)

2・3 (同上)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 (同上)

無線局	業務書類
(同上)	(同上)
七 放送局	(一) (同上) (二) (同上)
(同上)	(同上)

注

一 (同上)

む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

二・三 (略)

2～9 (略)

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 (略)

二 基幹放送局

(1) (略)

(2) 使用電波の周波数別の放送の開始及び終了の時刻(短波放送を行う基幹放送局の場合に限る。)

【削除】

二・三 (同上)

2～9 (同上)

(無線業務日誌)

第四十条 (同上)

一 (同上)

二 放送局

(1) (同上)

(2) 使用電波の周波数別の放送の開始及び終了の時刻(短波放送を行う放送局の場合に限る。)

(3) 各放送番組の題名並びにその放送の開始及び終了の時刻

(補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、当

(3) 運用規則第三百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送したときは、そのたびごとにその事実（受信障害対策中継放送又は同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局の場合を除き、緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。）

(4)～(7) (略)

【削除】

【削除】

(8) (略)

該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれについて記載するとともに、テレビジョン放送を行う放送局において字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行った場合は、それらを明確に識別することができるように表示すること。また、テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う放送局（人工衛星に開設するものを除く。）において高精度テレビジョン放送又は自ら行う放送であつてデジタル放送以外のテレビジョン放送（補完放送を除く。）の放送番組と同一の放送を行った場合には、それらを明確に識別することができるように表示すること。）（受信障害対策中継放送、受託国内放送、中継国際放送、受託協会国際放送、受託内外放送又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局の場合を除く。）

(4) 運用規則第三百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送したときは、そのたびごとにその事実（受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局の場合を除く。）

(5)～(8) (同上)

(9) 放送試験局及び放送試験衛星局にあつては、試験、研究又は調査の方法、経過及び結果

(10) 放送を行う実用化試験局にあつては、実用化試験の方法、経過及び結果

(11) (同上)

三 (略)  
254 (略)

第四十一条 削除

【削除】

【削除】

【削除】

三 (同上)  
254 (同上)

(放送局の抄録の提出)

第四十一条 放送局の免許人は、無線業務日誌によつて、毎年四月から各六箇月の期間(臨時目的放送を専ら行う放送局にあつては免許の有効期間)ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、抄録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

一 放送事項別放送時間(百分率を付記すること)。(補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれについて記載すること。)(受信障害対策、中継放送、受託国内放送、中継国際放送、受託協会国際放送、受託内外放送又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局の場合を除く。)

二 テレビジョン放送を行う放送局が字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行った場合は、それぞれの総放送時間

三 テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う放送局(人工衛星に開設するものを除く。)が高精度テレビジョン放送又は自ら行う放送であつてデジタル放送以外のテレビジョン放送(補完放送を除く。)の放送番組と同一の放送を行った場合は、それぞれの総放送時間

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 (略)

二 地上基幹放送局(四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う無線局であつて、空中線電力

四 運用規則第三百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送した事実(受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局の場合を除く。)

五 (同上)

六 放送試験局及び放送試験衛星局にあつては、試験、研究又は調査の方法、経過及び結果の概要(受信障害対策中継放送に係る放送業務又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみにより行う放送業務を試験的に行う放送試験局及び放送試験衛星局の場合を除く。)

七 放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)にあつては、実用化試験の方法、経過及び結果の概要(受信障害対策中継放送に係る放送業務又は同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみにより行う放送業務を実用に移す目的で試験的に開設する実用化試験局の場合を除く。)

八 その他参考となる事項

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 (同上)

一 (同上)

二 放送局(四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う無線局又は衛星補助放送を行う

が〇・一ワット以下のもの及び四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）

三 地上基幹放送試験局

四〇十八 (略)

十九 実用化試験局（基幹放送を行うものであつて人工衛星に開設するものを除く。）

二十〇二十四 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 (略)	(略)
二 基幹放送局及び固定局の無線設備	(略)
三 (略)	(略)

無線局であつて、空中線電力が〇・一ワット以下のもの及び四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）

三 放送試験局

四〇十八 (同上)

十九 実用化試験局（放送を行うものであつて人工衛星に開設するもの（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）

二十〇二十四 (同上)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 (同上)

無線設備	必要な措置
一 (同上)	(同上)
二 放送局及び固定局の無線設備	(同上)
三 (同上)	(同上)

第四十三条の三 基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第三号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十二まで、第二十七条の二十三第二項及び第四項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十

第四十三条の三 放送局の免許人は、法第六条第二項第三号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、放送事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 (同上)

一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十六条の二から第十九条まで、第二十条第二項から第四項まで、第七項及び第八項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十二まで、第二十七条の二十三第二項及び第四項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十

七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (略)

二 法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、前号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの

二の二〜八 (略)

2〜4 (略)

（電磁的方法により記録することができる提出書類等）

第五十二条の二 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一 (略)

【削除】

第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (同上)

二 法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、前号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設するもの及び放送局を除く。）に関するもの

二の二〜八 (同上)

2〜4 (同上)

（電磁的方法により記録することができる提出書類等）

第五十二条の二 (同上)

一 (同上)

二 第四十一条の規定に基づき提出する抄録

二  
七  
略

三  
八  
同上

改正案	現行																
<p>別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）</p> <p>第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）</p>	<p>別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条関係）</p> <p>第1 （同上）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 557 607 659">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="609 557 1088 659">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 660 607 715">1～17 （略）</td> <td data-bbox="609 660 1088 715"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 716 607 1295">                     18 給電線（1の項，4の項及び5の項に掲げる設備のものを除く。），空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計のうち次に掲げるもの                      (1) <u>基幹放送局</u>及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計                      (2) (1)以外のものの工事設計                 </td> <td data-bbox="609 716 1088 1295">                     (略)                       (略)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1297 607 1350">19～21 （略）</td> <td data-bbox="609 1297 1088 1350">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	1～17 （略）		18 給電線（1の項，4の項及び5の項に掲げる設備のものを除く。），空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計のうち次に掲げるもの (1) <u>基幹放送局</u> 及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計 (2) (1)以外のものの工事設計	(略)  (略)	19～21 （略）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 557 1568 659">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1570 557 2076 659">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 660 1568 715">1～17 （同上）</td> <td data-bbox="1570 660 2076 715">(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 716 1568 1295">                     (同上)                       (1) <u>放送局</u>及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計                      (2) (同上)                 </td> <td data-bbox="1570 716 2076 1295">                     (同上)                       (同上)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1297 1568 1350">19～21 （同上）</td> <td data-bbox="1570 1297 2076 1350">(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	1～17 （同上）	(同上)	(同上)  (1) <u>放送局</u> 及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計 (2) (同上)	(同上)  (同上)	19～21 （同上）	(同上)
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件																
1～17 （略）																	
18 給電線（1の項，4の項及び5の項に掲げる設備のものを除く。），空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計のうち次に掲げるもの (1) <u>基幹放送局</u> 及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計 (2) (1)以外のものの工事設計	(略)  (略)																
19～21 （略）	(略)																
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件																
1～17 （同上）	(同上)																
(同上)  (1) <u>放送局</u> 及び無線航行陸上局の送信設備に係るものの工事設計 (2) (同上)	(同上)  (同上)																
19～21 （同上）	(同上)																
<p>注 （略）</p>	<p>注 （同上）</p>																

第2 設備又は装置の工事設計の一部分について変更する場合（設備又は装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）

表（略）

注（略）

別表第一号の四 許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第十条第3項関係）

変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な事項は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電 気 通 信 設 備	適 用 の 条 件
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一（略）

二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

(1)～(8)（略）

(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

ア（略）

第2（同上）

表（同上）

注（同上）

【新規】

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一（同上）

二（同上）

(1)～(8)（同上）

(9)（同上）

ア（同上）

イ アに掲げるもののほか、次に掲げるものに該当しないもの（基幹放送局、航空交通管制を行う航空局、無線航行陸上局、航空機地球局及び船舶地球局（第二十八条の二第一項に規定するものに限る。）を除く。）

(ア)～(ウ) (略)

(10) (略)

(11) 送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間にそう入される各装置の変更の工事（基幹放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものにあつては総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

(12)・(13) (略)

(14) 同一人に属する二以上の航空機局又は航空機地球局でその航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の航空機局又は航空機地球局の無線設備のうち免許規則第二条第六項第二号又は同項第三号に規定する装置を他の航空機局又は航空機地球局の無線設備として共通に使用する場合における当該他の航空機局又は航空機地球局の無線設備の変更の工事

(15)～(18) (略)

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
1 <u>地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局</u> （8の項に掲げる無線局を除く。）	(略)

イ アに掲げるもののほか、次に掲げるものに該当しないもの（放送局、航空交通管制を行う航空局、無線航行陸上局、航空機地球局及び船舶地球局（第二十八条の二第一項に規定するものに限る。）を除く。）

(ア)～(ウ) (同上)

(10) (同上)

(11) 送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間にそう入される各装置の変更の工事（放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものにあつては総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

(12)・(13) (同上)

(14) 同一人に属する二以上の航空機局又は航空機地球局でその航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の航空機局又は航空機地球局の無線設備のうち免許規則第二条第六項第一号又は同項第一号の二に規定する装置を他の航空機局又は航空機地球局の無線設備として共通に使用する場合における当該他の航空機局又は航空機地球局の無線設備の変更の工事

(15)～(18) (同上)

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
1 <u>放送局及び放送試験局</u> （8の項に掲げる無線局を除く。）	(同上)

く。)	
2 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（8の項に掲げる無線局を除く。）	(略)
3～9 (略)	(略)

注1・2 (略)

別表第二号の二の三（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書

年 月 日

収	入
印	紙

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿

請求者（注1）

住 所  
氏 名 印  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり無線局情報の提供を請求します。

2 放送衛星局及び放送試験衛星局（8の項に掲げる無線局を除く。）	(同上)
3～9 (同上)	(同上)

注1・2 (同上)

別表第二号の二の三（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書

年 月 日

収	入
印	紙

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿

請求者（注1）

住 所  
氏 名 印  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり無線局情報の提供を請求します。

## 記

- 1 (略)
- 2 開設又は変更しようとする無線局の概要 (注3)
- (1)・(2) (略)
- (3) 無線局の種別
- (4)~(9) (略)
- 3~5 (略)
- 注1・2 (略)
- 3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。
- (1) (略)
- (2) (3)の無線局の種別は、第11条の2の3に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	F	陸上移動中継局	FBR	宇宙局	ME
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	BB	陸上移動局	M	衛星基幹放送局	EV
特定地上基幹放送局	BC	無線航行陸上局	RL	衛星基幹放送試験局	EBE
特定地上	BD	無線標定	LR	人工衛星	EKT

## 記

- 1 (同上)
- 2 (同上)
- (1)・(2) (同上)
- (3) (同上)
- (4)~(9) (同上)
- 3~5 (同上)
- 注1・2 (同上)
- 3 (同上)
- (1) (同上)
- (2) (同上)

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
【新設】	【新設】	(同上)	(同上)	放送衛星局	(同上)
放送局	(同上)	(同上)	(同上)	放送試験衛星局	(同上)
【新設】	【新設】	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局		陸上局		局	
特定地上基幹放送試験局	BE	無線標識局	RB	実験試験局	EX
海岸局	FC	海岸地球局	TI	実用化試験局	DVT
航空局	FA	航空地球局	TB	気象援助局	SM
基地局	FB	携帯基地地球局	TYP	標準周波数局	SS
携帯基地局	FP	地球局	TC	特別業務の局	SP
無線呼出局	RP				

(3)～(6) (略)

4～6 (略)

別表第五号 定期検査の実施時期 (第四十一条の四関係)

一 (略)

二 地上基幹放送局

- (1) 演奏所を有するもの又は放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たすもの(コミュニティ放送を行うもの及びコミュニティ放送の電波に重畳して多重放送を行うものを除く。) 一年

放送試験局	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)				

(3)～(6) (同上)

4～6 (同上)

別表第五号 定期検査の実施時期 (第四十一条の四関係)

一 (同上)

二 放送局

- (1) 演奏所を有するもの(コミュニティ放送を行うもの及びコミュニティ放送の電波に重畳して多重放送を行うものを除く。) 一年

(2) (1)に該当しないもの 五年

三〇十八 (略)

十九 地球局(海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局及び携帯移動地球局を除く。)

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う  
実用化試験局であつて人工衛星に開設するものを通信の相手方とするもの(移動するものを除く。) 一年

(3) (略)

二〇〜二五 (略)

二六 人工衛星局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。) 一年

二七 衛星基幹放送局 一年

二八 衛星基幹放送試験局 一年

二九 (略)

三〇 実用化試験局(基幹放送を行うものであつて人工衛星に開設するものに限る。) 一年

三一・三二 (略)

(2) (同上)

三〇十八 (同上)

十九 (同上)

(1) (同上)

(2) 放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局  
であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)を通信の相手方とするもの(移動するものを除く。) 一年

(3) (同上)

二〇〜二五 (同上)

二六 人工衛星局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。) 一年

二七 放送衛星局 一年

二八 放送試験衛星局 一年

二九 (同上)

三〇 実用化試験局(放送を行うものであつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)に限る。) 一年

三一・三二 (同上)